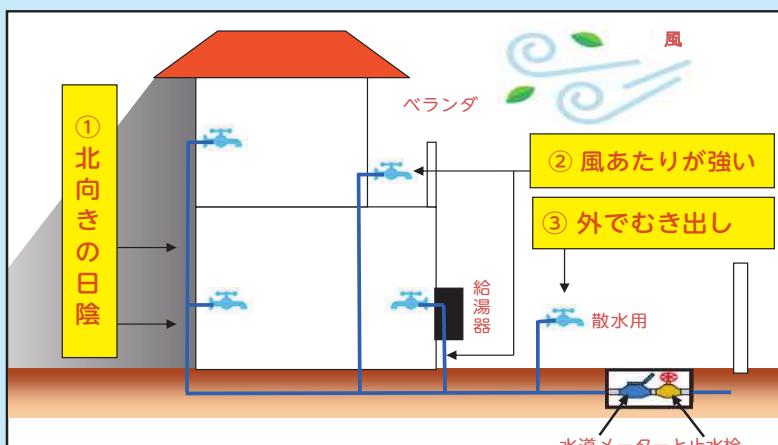


「水道管の凍結」にご注意ください!!

- 気温が氷点下になると、水道管の水が凍って、水が出なくなったり、水道管が破裂したりする場合があります。
- 下の図の①～③のような場所にある水道管は、特に凍結が発生しやすくなります。



◀水道管の凍結防止

Q. 凍結を防ぐには？

- A. 露出部分の保温・凍結予防には、市販されている専用の保温材(右写真参照)を巻くと効果があります。代用として、布・毛布でもかまいませんが、布自体が水に濡れると布ごと凍結するので、必ずビニール類を巻くなどして防水を行ってください。



Q. もし、凍結したら？

- A. 自然に溶けるのを待つか、タオルなどを巻き付けてぬるま湯をゆっくりとかけましょう。熱湯をかけると水道管が破裂するおそれがありますので、必ずぬるま湯をかけてください。



Q. 万一、給水管等が破裂したら？

- A. メーターボックス内の元栓(止水栓)を閉め、水道局指定給水装置工事事業者に修繕をご依頼ください。



◀水道局指定工事事業者一覧表

【給排水設備課 TEL:213-8522】

令和8年1月から 水道局の開庁時間を変更します

変更で生じた時間を有効活用し、業務改善に注力することで市民サービスの質の向上を図るとともに、職員の働き方改革に努めますので、市民の皆さまのご理解をお願いします。



【総務課 TEL:213-8507】

開始時期 令和8年1月5日(月)

開庁時間 8時45分～16時30分(変更後)

※電話対応と職員の勤務時間に変更はありません。(8時30分～17時15分)

対象施設 ○水道局本庁舎 ○水道応急・維持管理センター

対象外施設 ○お客様料金センター(水道局本庁舎) ○各浄水場、処理場

お客様料金センター開庁時間(これまで通り)

○月～金曜日 8時30分～20時

○土曜日 8時30分～17時15分

来庁しなくても可能な手続きについて

来庁しなくても行政手続きが可能となるよう電子申請対応等を推進しており、行政手続きのオンライン化を進めています。

◆電子申請できる手続き◆

- ① 水道の使用開始・中止など引越し関連手続き
- ② 指定工事事業者の指定・更新・廃止申請
- ③ 給水装置・排水設備工事に係る各種届出



▲①

▲②・③

水道局の主なイベント(令和8年度予定)



6月

水道週間
(6月1日～7日)

7月

水の再生工場探検
(南部処理場)

7月

夏休み親子水教室
(平川浄水場)

8月

夏休み体験イベント
～水のトラブル発生!!ミッションを突破せよ～
(平川浄水場)

8月

下水道展かごしま
～下水道を学ぼう～
(市立科学館)

9月

下水道の日
(9月10日)

※詳細なイベント等の日程や募集については水道局ホームページや市民のひろばでお知らせします。 水道局イベント▶

【総務課 TEL:213-8507】

